

本会議における 議 案 質 疑

【質疑をした会派名】

今定例会では延べ17名の議員が質疑を行いました。



- 【インターネット録画放送】川越市議会ホームページでご覧になれます。
- 【今定例会の会議録】図書館等では2月下旬頃、議会HPでは3月上旬頃、閲覧できます。
- 【閲覧場所】図書館／市民センター／議会事務局／情報公開窓口（東庁舎）

議案第119号 市民聖苑やすらぎのさと条例の一部改正

【やまぶき会】

- 問** 新式場は、会議室を改修した小規模の式場であるが、市民から要望があったのか。
- 答** やすらぎのさと利用者アンケートにおいて、少人数での葬儀を希望される方が増えてきており待ち日数を改善すること及び市民ニーズに応えるために1階会議室を改修して座席数30人程度の式場を設置するものである。
- 問** 新式場の面積、座席数、使用料はどうか。
- 答** 面積が81㎡、座席数は30席、使用料は通夜・告別式それぞれ4千円である。
- 問** 新式場を増設すること、葬儀までの待ち日数は緩和されるのか。
- 答** 新式場の利用件数を年間200件程度と想定しており、小規模な式場の利用が多いと見込まれていくことから、多少緩和されていくと考えている。

議案第122号 生涯学習基本計画審議会条例

【やまぶき会】

- 問** 生涯学習とは。
- 答** 人々が生涯に行うあらゆる学習活動をいう。
- 問** その理念とは。
- 答** 教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定している。
- 問** 市が果たす役割とは。
- 答** 市民一人一人の自主的、自発的な学習活動が円滑に行われるよう、学習情報の提供や相談体制の整備、潜在的な学習需要をもつ方々への学習意欲を高めるための啓発活動、また、学習した成果を適切に生かすことができるしくみづくりなどが、市が果たす役割と考える。

議案第123号 国際化基本計画審議会条例

【自由民主党】

- 問** 川越市国際化基本計画審議会条例の目的は。
- 答** 長期的な視点から本市の国際化を推進するための指針となる川越市国際化基本計画の策定にあたり、計画に関する事項について審議する附属機関を設置するものである。
- 問** 第4次川越市国際化基本計画の策定の取組の考え方。
- 答** 第3次川越市国際化基本計画を基に、これまでの事業の実施状況を検討し、多文化共生に係る施策を重視する方向で、新規や廃止を含め施策をまとめいく予定である。また、新たな施策として

は、2020年に東京オリンピック競技大会のゴルフ競技が本市で開催予定のため、これを契機として地域の国際化を更に推進し、その後も持続させるような施策を検討していく予定である。

議案第125号 指定居宅介護支援等事業の運営等に関する基準条例

【日本共産党】

- 問** 指定居宅介護支援事業所と介護支援専門員数。
- 答** 平成26年10月1日現在、事業所は82箇所、介護支援専門員は常勤196人、非常勤26人である。
- 問** 法令等に違反した場合、どのように指導・改善を行っているのか。
- 答** 事業所の違反等の程度を見極めたうえで判断しているが、著しい基準違反や利用者及び入所者等の生命等に影響を及ぼすと判断したときは、指導から監査に切り替えて改善を求める場合もある。
- 問** 適切な介護支援事業所の運営のチェック体制をどのようにしていくのか。
- 答** 国の介護保険給付適正化計画の指針に基づいて、定期的なケアプランの点検等を実施し、被保険者の心身の状況や選択による必要なサービスの利用につながるよう、引き続きチェックしていく。

議案第130号 重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

【日本共産党】

- 問** 県の補助要綱の現在と改正後の内容は。
- 答** 補助対象者は身体障害者手帳1級所持者等。改



オレンジカフェの様子

定後は、対象者に精神障害者保健福祉手帳1級が加わり、65歳以上での新規手帳取得者は対象外となる。補助率に変更はない。

問市は65歳以上で新たに重度心身障害者となった方を補助対象外にするのはなぜか。

答若くして障害者となつた方との生活実態の違い

議案第133号

教育振興基本計画審議会条例

【やまぶき会】

問次期基本計画の策定スケジュールは。

答庁内策定会議及び審議会において次期計画素案の検討・審議決定を行い、平成27年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施する予定である。市民意見を反映した最終的な計画素案を教育委員会定例会において審議し、市長の決定を経た上で、平成28年2月に策定する予定である。

問幼児教育を重視すべきと考えるが、次期審議会

などを勘案し、この事業を今後も安定的、継続的に実施するためである。

問引き続き65歳以上になつた方に助成していくべきではないか、見解を問う。

答現行のまま助成することとは、高齢化が急速に進む中、対象者が大幅に増加して、制度の維持が困難になる懸念があるため改正する必要がある。

ではどのように考えるか。

答幼児期は、学ぶ意欲や基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大変重要な時期である。次期計画の策定にあたっては、審議会の意見をいただきながら、適切な幼児期の教育の在り方について、計画に反映させていきたいと考えている。



議案第134号

放課後児童健全育成事業の運営等に関する基準条例

【やまぶき会】(無所属)(日本共産党)

問最低基準条例の背景は。

答平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、地域での子育て支援の充実を図るため、国で定める基準を踏まえ、条例で定めることになったものである。

問基準に満たない対応は。

答基準を満たしていない児童については、学校の余裕教室を活用することなどを最優先として取り組むなど、施設の整備や支援員の手当を行い対応する。

問この条例の施行日は。

答条例の施行日は、関係整備法の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日としている。関係整備法の施行日は、消費税法の一部改正の施行日の属する年の翌年4月1日までの間に政令で定める日とされており、本条例の施行日も同日となる。

問最低基準を上回るような市の独自基準を盛り込むことを検討されたのか、市の考えを伺う。

答厚生労働省が示した基準省令を1条ずつ検討したところ、それぞれの条文において市の独自色を出すべきものは見当たらないとの結論に至つた。

問支援の単位ごとに支援員を2人以上にする。その1人を除き補助員にできるかあるが、市の学童

ではどのように考えているのか伺う。

答市で任用している指導員について、できる限り放課後児童支援員の資格を取得していただき、有資格者を複数配置していきたい。

議案第135号

学童保育室条例の一部改正

【日本共産党】

問何故、条例改正が必要なのか伺う。

答平成24年8月に児童福祉法の一部改正が行われ、対象児童が拡大されたこと、及び国で定める基準を踏まえた基準条例の制定に伴い、これらと整合を図るため改正を行う。

問第4条の指導員の規定が削除されるが、指導員の名称はどうなるのか。

答子どもにも保護者にも指導員という名称が長い

間使われ、なじまれていくため、これまでどおり指導員とする予定である。

問4月1日開室や早朝保育、臨時職員の任用形態などの課題に対する現状を伺う。

答早朝保育は実施済みであり、4月1日開室は指導員組合との協議がましまり平成26年度は開室した。任用形態は、市全体の課題として関係部署と検討中である。

